

会 議 録

1 会議名

第9回大潟区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

・報告事項（公開）

（1）総合事務所の時間外受付の見直し概要等について

（2）令和元年度地域活動支援事業（大潟区）成果報告会について

（3）上越市温泉事業給湯条例の一部改正について

・協議事項（公開）

（1）自主的審議事項「鵜の浜温泉の活性化」について

・その他

3 開催日時

令和2年1月23日（木）午後6時30分から午後9時10分まで

4 開催場所

大潟コミュニティプラザ 2階 大会議室

5 傍聴人の数

2人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：石田浩二、梅木英亮、金澤幸彦、君波豊、後藤紀一、小山茂、佐藤忠治、
佐藤博之、内藤恒、中嶋浩、山田幸作

（16名中11名出席）

・自治・地域振興課：岡村課長、小酒井係長、風間主任

・施設経営管理室：丸田副室長、井部係長

- ・事務局：鍵田大潟区総合事務所長、佐々木次長（総務・地域振興グループ長兼務）、平山市民生活・福祉グループ長、渡邊教育・文化グループ長、佐藤総務・地域振興グループ産業建設業務窓口班長、玉井総務・地域振興グループ総務班長、朝日総務・地域振興グループ地域振興班長、水澤総務・地域振興グループ主任

8 発言の内容（要旨）

【佐々木次長】

- ・会議の開会を宣言
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告。

【佐藤忠治会長】

- ・挨拶
- ・会議録の確認：山田幸作委員に依頼

【佐藤忠治会長】

3 報告事項（1）総合事務所の時間外受付の見直し概要等について、自治・地域振興課から説明してもらう。

【岡村課長】

資料No.1により説明。

【佐々木次長】

大潟区の防災行政無線対照表（案）について説明。

【佐藤忠治会長】

質問、意見はあるか。

【小山茂委員】

防災行政無線の放送について、市民の財産と生命を守る対応となり基本的には賛成である。先日、町内の役員会の中で住民説明会の話が出た。これまでより手厚い対応を検討くださり有り難いのだが、鎮火については車両や近隣火災の場合は、これまでどおり夜間の放送は無くてもよいという声が半数以上を占めていた。とくに高齢者、障がいの

ある方、小さい子どもは、夜間の放送は逆に不安になるようである。そういう声もあるということを受け止めていただきたい。

【佐藤忠治会長】

防災行政無線の放送について、大潟区地域協議会としての意見をまとめたい。

【小山茂委員】

私は、これまでどおりの対応としていただきたい。

【内藤恒委員】

我が家は、この2年くらいの中に3度ほどアンテナの位置を変えたり、機械そのものを入れ替えてもらった。しかし、音声が途切れたりする状況である。点検等をしていく考えはあるか。

【後藤紀一委員】

戸籍の届出の中で、夜間や休日に急ぐのは死亡届だと思う。実際には、時間外受付を開設する総合事務所等に出向かなければできない業務なのか。電話で連絡すれば済むことなのか。

【岡村課長】

防災行政無線の機器については危機管理の部門で管理している。内藤委員のお宅の機器に関しては、担当課に伝えしっかり対応してもらおう。

戸籍について、時間外の受付で一番多いのは死亡届である。法律上は、死亡したことが分かった日から7日以内に手続きをすればよいことになっている。最初にやっていただくのは斎場の予約である。予約は電話でできるので、まずは斎場を押さえていただきたい。その後の死亡届については、平日の日中に大潟区総合事務所ですることが可能である。

【後藤紀一委員】

もうひとつお聞きするが、総合事務所は公の施設ではないということであるが、コミュニティプラザはどのような扱いなのか。

【岡村課長】

コミュニティプラザは公の施設である。

【佐藤忠治会長】

死亡届に関しては、まず寺と葬儀屋に相談して電話で火葬場の予約をする。その後、総合事務所で死亡の届出をして火葬許可証を発行してもらおう。大潟区ではその時に生活改善申し合わせ事項の看板を借りている。柿崎区で時間外に死亡届を提出する場合に、この看板を柿崎区でも借りることができるようにしていただきたいと思う。

時間外の防災無線について、職員が登庁して放送することになるが、もう少し費用を掛ければ柿崎区総合事務所から大潟区と吉川区にも放送できる機器を導入することができるのではないか。今の案では、総合事務所長をはじめ職員の負担が大きいのと思うので検討をいただきたい。

【鍵田所長】

生活改善申し合わせ事項の看板の件については、総合事務所で検討させていただく。

【岡村課長】

2点目のご提案については、火災だけでなく市全体の安全、安心の在り方という中で危機管理担当部署でも検討されていくことかと思う。ご意見について、将来的に視野に入れて検討していくために危機管理担当とも共有していきたいと思う。

【君波豊副会長】

再確認であるが、総合事務所は17時15分から翌朝8時30分までは原則無人となるということで良いか。

【岡村課長】

そうである。

【君波豊副会長】

昨年3月に事務事業の見直しの評価資料をいただき、4月、7月の地域協議会で受付業務については一定の理解を示されていた。防災行政無線については、これまでどおりの放送を希望する声が多かった。また、職員が登庁して放送する方法については、タイ

ムラグが生じることへの懸念が示されていた。しかし、その部分は汲み取っていただかず、最終的に議会で付帯意見が付けられてこのような形になったと思われる。地域協議会で意見が出た時点でそれなりの対応をしていただければ、もっと速やかな事務ができたのではないかと感じている。また、以前は細かい内容まで放送していたと思う。合併後、周波数やJアラートの関係もあったと思うが、放送の在り方が見直されていると思う。今後さらに放送時間などの見直しもあり、これまでのような放送はできないと思っている。住民は防災行政無線に頼っている。今後、職員の皆さんに負担が掛かるようであれば、働き方改革に逆らうことになりかねないが、そこにも配慮しながら住民の期待に応えるように進めていただきたい。

【岡村課長】

タイムラグを懸念する声をいただき、総合事務所においては速やかに対応が図れるように体制を組んでもらい、実際に訓練を実施してもらっている。大潟区総合事務所では、出来るだけ早くということを特に重視して対応していただいているので職員を信用していただきたい。火災等が発生すれば職員は夜間も休日も関係なく登庁することになるが、それも地域の皆様の安全、安心を守る仕事の一環である。ご心配の声は有り難く受け留めさせていただく。一番大事なことは、火災等を起さないということである。そういった面では、地域の皆様からご協力をいただく中で火災を起ささないといった取組みを充実させていっていただきたいと思う。また、放送の在り方が変わったのではないかというお話があったが、合併して防災行政無線の周波数がひとつになった関係で朝、昼、晩の定時放送を各総合事務所で同じ時間に流すことができなくなった。定時放送の時間を各総合事務所に割り振る見直しをした経緯がある。それ以外の時間帯では自由に放送ができ、災害や火災の放送に対応するのでご安心いただきたい。

【佐藤忠治会長】

大潟区防災行政無線の対応について、すべての火災、鎮火について24時間体制で放送するという案が示されているが、大潟区地域協議会としての考えをまとめたいと思う。

【後藤紀一委員】

これまでの対応から変更する理由は何かあるのか。

【岡村課長】

サービスの押し売りをするつもりはない。これまで大潟区では夜間の放送を一部していなかった。過去に夜間の放送に対しての苦情等があって今の対応方法をとられているのであれば、それを押し切って新たな案で対応すると考えているわけではないので、皆様がこれまでどおりの対応でよいとお考えならそのようにさせていただく。また、地域の皆様にもそのような説明をさせていただきたいと思っている。しかし、地域の皆様から新たな案で対応してほしいという声があれば、改めて地域協議会にご相談させていただきたいと思う。

【後藤紀一委員】

そういうことであれば、あえて現状を変えるということをお話しなくてもいいのではないかと。当初、防災行政無線の放送をしないという考えが示されたため反対意見が多く出されたが、今まで以上に対応してくれという意見があったわけではない。私は今までどおりの対応で良いと思う。

【佐藤忠治会長】

火災等の放送は、区によっては実施していないところもある。そのため、今後は各総合事務所長の判断で対応するという事だと思っていたが、そうではなく原則24時間放送するが、区ごとに地域協議会や住民の意見を聞いて対応を決めていくということである。大潟区地域協議会としては、今までどおりの対応ということで良いか。

(一同了承)

この件は終了する。

(自治・地域振興課退席)

次に、(2) 令和元年度地域活動支援事業(大潟区)の成果報告会について事務局から説明しよう。

【水澤主任】

資料No.2により説明。

【佐藤忠治会長】

質問、意見はあるか。

(一同無し)

では、2月29日土曜日に開催するのでよろしく願います。

続いて、(3)上越市温泉事業給湯条例の一部改正について施設経営管理室から説明してもらう。

【丸田副室長】

資料No.3により説明。

【佐藤忠治会長】

質問、意見はあるか。

【後藤紀一委員】

入湯税との関係は全くないのか。

【丸田副室長】

条例を削除することと入湯税とは関係ない。温泉利用者から入湯税を納めていただいているが、この条例を削除することで変わることは無い。

【後藤紀一委員】

この条例があったことで、行政も責任があり何らかの形で関わっていたが、今後はその手から離れる。入湯税とは別のものなのでいいのだが、市として有限会社鶴の浜温泉開発への援助策等を考えているか。

【丸田副室長】

日常的な援助策は無いが、その都度対応している。例えば、今年度は鶴の浜温泉開発が、給湯を安定させるためにポンプの入れ替えを行った。それに対して、要望があつてのことであつたが市から補助金を交付した。遡れば6号井の掘削時にも補助金を交付している。

【後藤紀一委員】

鵜の浜温泉組合等の話し合いの中でも、入湯税は目的税であるから何らかの形で還元されるべきだという主張をされる方もいるようだ。条例を削除したから市は関係ないというのではなく、引き続き、鵜の浜温泉にお力をお貸しいただきたい。

【君波豊副会長】

大瀨区地域協議会では、鵜の浜温泉の活性化について自主的審議事項として取り組んでいる。先般、関係する旅館へいろいろな事情等を聞きに行ったときに「有限会社鵜の浜温泉開発が5号井、6号井を管理しているが、固定資産税が年75万円ほど掛かってきている。それが遡及されて課税される。」という話を聞いた。資金が少ない中でどう負担していけばいいかという悩みであった。市の管理であった3号井、4号井は廃坑になっているが、固定資産税はどのような対応であったか。また、有限会社鵜の浜温泉開発の管理する5号井、6号井に固定資産税が課税されることになった経緯が分かればお聞かせいただきたい。

【丸田副室長】

正確に回答できないので、後日回答することをご了解いただきたい。

【君波豊副会長】

それであれば総合事務所を通じて担当課に確認する。

【佐藤忠治会長】

他に意見、質問が無ければこれで終了する。

(施設経営管理室退席)

【佐藤忠治会長】

4 協議事項（1）自主的審議事項「鵜の浜温泉の活性化」についてに入る。前回までに関連団体との聞取り状況の報告を行い、その概要をまとめた資料を事務局から配布してもらった。それを踏まえて、課題や課題解決のための方向性を各委員から提出してもらった。まずは、事務局からその報告をしてもらう。

【朝日班長】

参考資料について説明。

【佐藤忠治会長】

君波副会長と関係団体を訪問してきたが、直接話を聞くことができたのは非常に良かった。皆さん、率直に思いを語ってくれ、このテーマに取り組んで良かったと感じた。2月中に勉強会を開催し、率直な意見交換をして今後の解決策を検討していきたい。鵜の浜温泉開発が5年遡って年間75万円の固定資産税を納付しなければならないというのは非常に大変だと感じた。また、来年度は地引網を鵜の浜海岸で開催できるということであった。新しい鵜の浜温泉組合の会長は意欲的であり期待ができる。他にも意欲的に取り組んでおられる経営者や体操の合宿に来る子どもたちをバックアップしたいという気持ちを持っている方もいる。鵜の浜海岸の清掃は苦勞されていると感じた。住民がどう関われるのかが課題である。人魚館に応援隊があるが、今は年に1、2回懇親会があるだけである。これをもう少し、集客等の協力ができるように発展させられないかと思う。

【君波豊副会長】

率直な感想として訪問させていただいて良かった。関係者の皆さんも好意的に受け入れてくれたと感じた。我々として、何か力添えができるかという責任感を感じている。何人かの委員が組織について触れていたが、組織の整理等について一緒に考えていく必要があるのではないかと思う。これまで色々なわだかまりがあったと思うが、それを取り除いて、何をすることもすべての関係者が大きな一つのチームになって物事を進めていくという体制を作っていかなければならないと思っている。委員の皆さんの意見の中で、これから何を取り上げていけば良いのかを決められれば良いと思う。

【佐藤忠治会長】

以前から、市の観光交流推進課から来てもらうことを検討しているが、どういったことを質問するかを事前に決めておいたほうが良いと思う。聞きたいことなどの意見を出していただきたい。

【中嶋浩委員】

全体的なことに関してだが、課題、問題が多いと感じている。直接訪問された会長、副会長がどのように感じたかが極めて大事である。会長、副会長共に「訪問して良かった。」という感想であり、何よりであると思う。今後、勉強会に向けて課題と問題点を整理していく必要がある。私たちが夢だけを語っても話にならない。具体的に出てきたものに対して、地域協議会として、あるいは区民として何ができるかを具体化することが必要ではないか。鵜の浜温泉の組織がはっきりしないし、分かりにくい。組織について確認するのも勉強会の一つだろうと思う。組織の役員体制も変わる予定であるが、人魚館や鵜の浜ニューホテルは他からの採用であり、社長や支配人であっても当事者ではない。その辺りに意識のずれがあると思う。組織がしっかりしていなければならないし、応援もしたい。組織の在り方については、お互いが了解した中で慎重に進めていかなければ空回りするのではないかと思う。人魚館の応援隊については、意向を酌んで具体化しようとするればすぐにでもできると思う。海岸清掃については、九戸浜町内会と雁子浜町内会と協議すれば、すぐには無理でも解決すると思う。課題と問題を整理して、具体化したものを持ち寄って勉強会に臨みたいと思う。

【後藤紀一委員】

これまで鵜の浜温泉の関係者の話を聞いてきたが、地域の声を聞くことも必要ではないか。海水浴シーズンは、九戸浜町内会が駐車場の運営、管理をしている。地引網について、地域の方へ呼びかけてマンパワーを確保することも可能なのではないか。駐車場運営によってどのくらいの利益があるのか分からないが、利益の一部をそういったところに還元して、例えば協力いただいた人に500円程度の食事券を出すなどの取り組みができるのではないか。清掃については、雁子浜は年に数回保安林の下草刈りをやっているが、鵜の浜ではあまりやっていない。そういった環境整備も含めて、地域との繋がりをもっと大事にする働きかけが必要ではないか。

【小山茂委員】

清掃について、「高速道路の側道清掃を年1回やっているのだから、鵜の浜についても

同じように取り組むことができるのではないか。鵜の浜温泉に限定して実施することに問題があるなら、今年は雁子浜から潟町何区までといったように海沿いを何回かに分けてやればいい。区民が協力することで、鵜の浜温泉の関係者も元気をもらえるのではないか。」という声を聞いた。

【後藤紀一委員】

清掃は年に何回か実施されてはいる。

【小山茂委員】

認識不足で申し訳ない。ただ、高速道路側道清掃はまちづくり大潟の主催で中学生も参加している。

【中嶋浩委員】

掃除が必要だと旅館組合も言っている。九戸浜町内会では清掃を2回やっているし、雁子浜町内会でも2回くらいやっている。まちづくり大潟も1、2回やっているが日が合わない。そして、それだけでは間に合わない。今やっている高速道路側道清掃の時に半分の人間を海岸清掃に回すとか、町内会が行う回数を増やすなど、汚れ具合やイベントの開催状況に応じて日時や回数を決定すればいいと思うが、それぞれの団体がそれぞれで実施している。また、ごみを拾うのはいいが、砂を均す作業などは業者に依頼しており費用も掛かる。みんなの海という言葉があるが、対応するのは行政なのか地域なのかボランティアなのか。何回必要で、計画的に可能なのかを検討して呼び掛けていけば、ごみの問題は解消できるのではないかと思う。

【君波豊副会長】

海岸美化促進協議会があり年1回総会が開催されている。その中には鵜の浜温泉観光組合も入っていると思う。私は犀潟でボランティアグループとしてその中に入っているし、まちづくり大潟も入っている。しかし、海岸清掃で困っているという話はそこでは出てこない。五智海岸などは環境に力を入れている方がおり、「回収したごみや大きい流木をどうにかしてほしい。」などの発言が多くある。大潟からはそういった話が全く出ない。県も大きい流木を集めて回収している。そういう事業があることを鵜の浜温泉観光

組合も知っていると思うし、うまく利用していけば良いと思う。上越市でも年4回ほどクリーン作戦があり、町内会でも年2、3回は海岸清掃に取り組んでいると思う。そういった情報を出し合って取り組んでいけば何とかかなると思う。また、犀潟では第一工業製菓株式会社の従業員の方たちが年1、2回取り組んでいる。そういった例を参考に近隣の企業に働きかけをしていく方法もある。そういった提言ができるのではないか。

【佐藤忠治会長】

鵜の浜温泉旅館組合に対して、「自分たちの商売のために必要なことなので、清掃等は自分たちでやるべきだ。」という意見も多い。地元九戸浜町内会の中にもそういった意見は多い。

【君波豊副会長】

皆さんも一度、海岸を歩いてみてほしい。私は、個人的にもごみの回収をしているが、秋までは綺麗であったが、今はうんざりするほどのごみの量である。

【内藤恒委員】

大きいごみが多い。名立区では、夏の初めに名立川河口の西側で清掃を行う。トンパックを商工会が提供してくれている。そして商工会の会員である業者が安価で地均しを請け負っている。小さな区であり、まとまりが良い。また、商工会と観光協会がイコールであり、大鍋祭りなどを実施するときは商工会の全職員が手伝いにくる。

【金澤幸彦委員】

海岸清掃だけでは解決には程遠い。本題に触れて、委員から提出された意見の中で議論を進めていかないと1時間あっても2時間あっても終わらない。基本的な問題は清掃の問題ではない。

【佐藤忠治会長】

2月中に勉強会を開催したいと思う。観光交流推進課に質問したい事項等を事務局に提出していただきたい。

【内藤恒委員】

勉強会に観光協会等関係団体は出席するのか。

【佐藤忠治会長】

地域協議会委員だけである。2月の第10回地域協議会は案件が少ない予定であるので、地域協議会を早めに切り上げて引き続き勉強会を開催したいと思う。

引き続き、5その他に入る。委員から連絡などはあるか。

【君波豊副会長】

地域協議会だよりが、予定していた1月15日号に間に合わず申し訳なかった。2月1日号での発行となった。

【佐藤忠治会長】

総合事務所から連絡事項はあるか。

【佐々木次長】

参考資料に基づき公の施設の再配置計画の策定に係る取組状況について説明。

【朝日班長】

地域協議会委員の募集チラシを配布した。2月1日の住民説明会、2月29日の地域活動支援事業成果報告会でも説明をさせていただき、第5期の委員が揃うように引き続き周知をしていく。また、上越市創造行政研究所からフォーラムの案内がきている。参加される方は申し込んでいただきたい。

【佐藤忠治会長】

他にないか。

【梅木英亮委員】

ジムリーナが1月26日にオープンして、一般利用が可能となると思われるが、大潟区の体育祭等で当日雨天だった場合に利用できるのか。事務局から市の方へ確認を取っておいていただきたい。

【渡邊グループ長】

スポーツクラブの体育祭については、既に申し込みをいただき利用できることになっている。因みに九戸浜町内会の運動会についても利用できる予定である。

【梅木英亮委員】

了解した。

【佐々木次長】

第10回大潟区地域協議会は2月20日（木）午後6時30分より開催する。

【君波豊副会長】

・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

大潟区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL：025-534-2111（内線 201、216）

E-mail：ogata-soumu.g@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。